マーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備事業）
仕様書

本仕様書は、富良野市（以下、本市という。）が行う「マーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備事業）（以下、本業務という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

１．業務名称

マーケティングシステム委託（マーケティングデータ整備事業）

２．業務場所

市内一円

３．業務期間

契約締結日（令和７年５月中旬を予定）から令和８年３月３１日まで

４．業務の目的

2024年に国内訪日旅行者が過去最高を記録し、本市においてもインバウンド旅行者の宿泊延べ数が増加傾向にある。

富良野市では2019年3月に「FURANO VISION 2030」を定め、その中で2030年に宿泊延べ数900,000泊を目標に掲げている。現在、この目標達成に向けて、短期戦略である「ACTION PLAN」を推進しているが、「オールシーズン滞在型の国際観光地」を実現するためには、年間を通じて時季に偏りのない旅行者を確保することが求められる。

この目標達成には訪日旅行者が欠かせない存在であり、彼らがどのようなニーズで本市を訪れ、どう周遊しているのかを把握する必要がある。また、並行して市内事業者や市民の意向調査を行い、訪日旅行者を取り巻く現状について把握することで、持続可能な観光地づくりに向けたデータを整備し、基礎データを構築することを目的とする。

５．業務内容

来訪者対面調査及び人流調査により『顕在ターゲット層（もう既に訪問している層）』の実態を把握する。また、市内事業者意向調査及び市内アンケート・受入整備実態調査を通じて『潜在ターゲット層（これから注力してゆきたい層）』を明確化する。

（１）来訪者対面調査

〇調査概要

- 春、夏、秋、冬の４回に渡って、富良野を訪れる海外からの個人旅行者に対し対面調査を実施する。
- 目標サンプル数は各回１５０人、総計６００人とする。
- 調査場所は、北の峰地区、富良野駅前、フラノマルシェ等を予定するが、協議のうえで決定する。
- 調査項目は以下のとおりとする。

ア．個人情報（居住地などの属性、来道目的、旅行に求めるもの、好きな観光地（ベンチマーク先）、リピートしている観光地等）
イ．旅行スタイル（北海道への入道ルート、日本／北海道／富良野での旅程・行程、富良野に求めること等）
ウ．事前期待値とのズレ（富良野において事前情報に対し評価が高い事柄、事前情報に対し評価が低い事柄、事前情報がなかったが良かった経験、事前情報がなく現地で困った／不満足だった経験等）

（２）人流調査

〇調査概要
・令和８年２月末日までに、富良野を訪れた訪日旅行者の動向を把握する。
・訪日版人流データ測定により、広域的視点で周遊状況を調査する。

（３）市内事業者意向調査

〇調査概要
・市内事業者へ広くアンケート調査を展開し、さらにそこから事業者を絞ってヒアリングを行う。
・ヒアリング内容は主に、各業種で求めるターゲット客層について（対象業種：ホテル・旅館、飲食店、レンタカー事業者、観光施設、体験施設等）
・ヒアリング目標サンプル数は３０件以上とする。

（４）市民アンケート調査・受入整備実態調査

〇調査概要
・市民アンケート調査及び受入整備実態調査は調査項目及び目標回収サンプル数に対し、適切な手法を選択し提案するものとする。
・令和８年２月末日までに、富良野市民を対象としたアンケート調査を実施する。
・目標回収サンプル数は市民アンケート調査２００件、受入整備実態調査は主要観光施設を中心に２０件とする。
・主な調査項目は以下のとおりとする。
市民向け
ア．ＮＰＳ＜推奨度＞（地域住民が他者に対してお勧めし、誇れるスポットはどこか等）
事業所向け
ア．インバウンド受入整備調査（多言語対応されているか（現地・ＨＰ）、言語対応ができるスタッフがいるか、事前予約を受け入れているか等）

（５）共通事項

〇打合せ協議
・業務全体の進行管理、情報整理や確認等のため、打合せ協議を行う。
・本業務については、報告書として公表を予定していることから、必要に応じて資料作成等に協力すること。

〇取りまとめ
・各種調査結果について、報告書として取りまとめること。
・情報は分かりやすく、かつ継続的に管理できるよう、データベースとして整理する

こと。

６．成果品

（１）成果品は次のとおりとする。

①本業務の全体実施結果をまとめた報告書　　１部
②業務内容ごとの実施報告書　　１部
③調査報告に用いた関連情報資料一式　　１部
④上記データを格納した電子データ（ＣＤ－Ｒ）２個
⑤その他本市が指示する資料

（２）成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

（３）成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（４）納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

７．その他

（１）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、本市と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（２）受託者は、富良野市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（３）受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。

（４）本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定することとする。

８．代金の支払い

「６．成果品」の検査及び引き渡しの業務完了後に支払いをする。

９．問合せ先

富良野市 経済部 商工観光課

住　所：〒０７６－００３１　富良野市本町２番２７号コンシェルジュフラノ２階
電　話：０１６７－３９－２３１２（直通）
ＦＡＸ：０１６７－２３－２１２３
Ｅメール：kankou@city.furano.hokkaido.jp